

談・教育活動（「ピア・カウンセリング」及び「ピア・エデュケーション」）を普及するなど相談体制の充実を進めている。

また、様々な子どもの心の問題、児童虐待及び発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成20年度から3か年のモデル事業として実施している。

さらに、妊娠や出産等の悩みを抱える者に

対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した支援や、保健医療施設等の相談者が利用しやすい施設において実施する女性健康支援センター事業を通じ、相談体制の充実を図っている。

薬物関連問題に関する相談は、ホームページ等で相談窓口を紹介しており、平成21年度実績で、保健所7,685件、精神保健福祉センター3,967件の相談があった。

第4節 若者の職業的自立、就労等支援

1 就業能力・意欲の習得

(1) 勤労観・職業観と職業的自立に必要な能力の形成

ア キャリア教育・職業教育の推進（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

社会全体が変化する中、若者の高い失業率や非正規雇用率、若年無業者の存在、新卒者の早期離職等、若者の学校から社会・職業への移行が円滑に行われず、社会人・職業人として自立できる人材の育成に課題が見られている。

このような中、学校教育においては、社会人・職業人として自立できる人材を育てるという社会的な要請にこたえるため、キャリア教育及び職業教育の改善・充実を図る必要がある。

文部科学省では、平成20年12月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について諮問を行った。諮問を受けて設置されたキャリア教育・職業教育特別部会は、平成22年5月に、審議内容を取りまとめた「第二次審議経過報告」を公表した。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/sonota/1293955.htm)

同報告では、「一人一人の社会的・職業

的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であるキャリア教育と、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力及び態度を育てる教育」である職業教育の基本的方向性として、次の3つを示している。

- ① 社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育から高等教育に至るまでの体系的な教育の改善・充実を図る。
 - ② 我が国の発展のために重要な役割を果たす職業教育の意義を再評価し、実践的な職業教育を体系的に整備する。
 - ③ 学びたい者が、いつでも、社会・職業に関して必要な知識・技能等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援の充実を図る
- 中央教育審議会では、引き続き、答申に向けた検討を行うこととしている。

厚生労働省では、平成22年度から、本格的な進路決定の前段階にある高校におけるキャリア教育の充実を図る観点から、厚生労働行政としてこれまで培ってきたキャリ

ア・コンサルティングの専門性を活かし、キャリア教育の企画・運用を担う人材を養成するための講習を行う「キャリア教育専門人材養成事業」を実施している。平成22年度は高校における専門人材の養成を行うこととしている。

経済産業省では、平成17年度から3年間、キャリア教育の支援組織（コーディネーター）を活用し、初等中等教育の段階から働く意義や面白さの理解を深める「地域自律・民間活用型キャリア教育事業」を行った。平成19年度には、全国28地域、約300校、約4万人の児童生徒を対象にキャリア教育を実施し、これらのノウハウ等を「キャリア教育ガイドブック」として取りまとめ、公表した。

(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/index.html>)

こうした地域一体となったキャリア教育のモデルに対するニーズの高まりを受け、更なる普及を図る観点から、平成20年度からはキャリア教育をコーディネートする人材を育成・評価する事業を開始し、平成21年度には、「キャリア教育コーディネーター育成ガイドライン」を取りまとめ、公表した。

男女共同参画会議では、平成21年11月に公表された「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」を踏まえ、若年期における「自立に向けた力を高めるための課題」として、初等中等教育段階からの一貫したキャリア教育・職業教育の推進、学校における進路指導・就職指導等において男女ともに経済的に自立していくことの重要性について情報が正しく伝えられること等に対する政府の取組を求める意見決定を行った。

また、平成22年7月に総理に対する答申である「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」に

おいては、上記の決定も踏まえ、第3次男女共同参画基本計画に「社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する」ことを盛り込むよう述べられた。

イ 職業に関する体験学習のためのプログラム等（厚生労働省）

ハローワークにおいて、企業で働く者等を講師として中学校や高等学校等に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施しており、平成21年度には、約3,700校において、約39万人の生徒が参加した。

また、「私のしごと館」（関西文化学術研究都市（京都府精華・西木津地区））において、多種多様な職業体験や総合的な職業情報の提供、相談の実施等、若年者のキャリア形成の総合的な支援を行った（平成21年度来館者数：約27万人）。なお、同館は平成21年度末をもって廃止した。

ウ インターンシップ（就業体験）の推進（文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

職場体験・インターンシップについては、①实际的な知識や技能の学習、②学校での学習と職業との関係の理解が深まること、③望ましい職業観・勤労観の育成、④保護者や教師以外の人と接することによるコミュニケーション能力等の向上等、極めて高い教育効果が期待されており、文部科学省としても推進のための様々な取組を実施している。

平成21年度の公立中学校全体の職場体験の実施率は94.5%となっている。一方、公立の普通科高等学校（全日制）における実施率は、64.2%にとどまっている。

国土交通省では、砂防を専攻する大学生や砂防に関心を持つ大学・高専の学生を対象に、地元の人々との共同作業や生活を通じて、中山間地域に果たす砂防の役割等を体験的に学ぶキャンプ砂防を推進している。

エ 女性若年層に対する就業促進（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

内閣府では、女性若年層に対して、女性の進出が遅れている理工系等の分野に関する情報提供等を行っている。

厚生労働省では、女子学生等が的確に職業や進路を選択するために、自らの将来を多角的に考える契機となる資料を作成・配布し、意識啓発を図っている。

また、「女性と仕事の未来館」において、能力発揮事業として、働く女性・働きたい女性を対象とした働く上で必要となる知識やスキルを提供する能力発揮セミナーや、起業に関心のある女性から既に経営者となっている女性までを対象とした起業に関する知識・ノウハウの提供を行う起業支援セミナー、就業意識の啓発や職業選択に役立つ情報提供等を行う学生向け視察プログ

ラムを行っている。

独立行政法人国立女性教育会館では、多様なキャリア形成を支援するための研修と情報提供システムの運用を引き続き実施する。

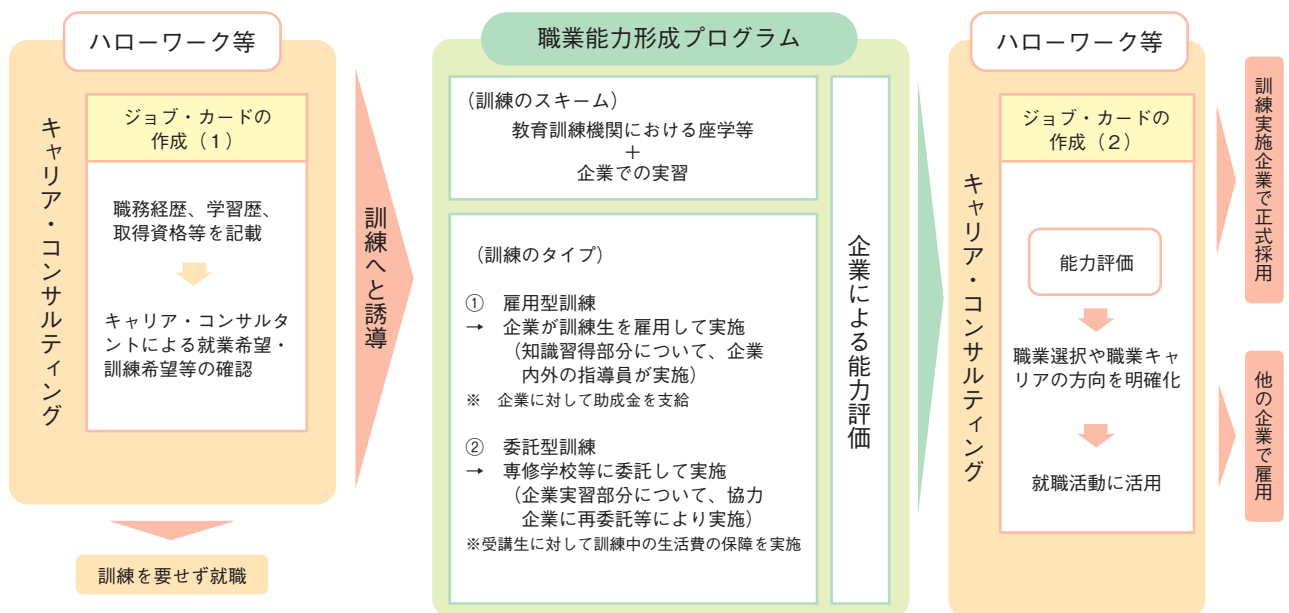
(2) 能力開発（文部科学省、厚生労働省）

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、国及び都道府県は、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学、NPO 事業主等あらゆる民間教育訓練機関等も活用しつつ、公共職業訓練や緊急人材育成支援事業による職業訓練を実施している。

厚生労働省では、フリーター等の正社員経験の少ない者を対象に、

- ジョブ・カードを活用した、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行い、
- 企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の機会を提供し、
- 企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめることにより、正社員としての就職へと導くジョブ・

第2-2-1 図 「ジョブ・カード制度」の全体像



資料：厚生労働省

カード制度を推進している (http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html (第2-2-1図))。

ア 能力を評価するための仕組みづくり (文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省)

厚生労働省では, 職業訓練校等で技能を学ぶ訓練生等の技能修得意欲を向上させ, 技能及び職業に関する教育訓練の成果に対する社会一般の評価を高めることを目的として, 初級の技能労働者を対象とした3級技能検定を毎年実施しており, 能力を軸とした若年労働市場の基盤整備を図っている。

また, 就職基礎能力の習得の目安を示し, 能力を修得するための講座・試験の認定や習得した能力の公証等を行う若年者就職基礎能力支援事業 (YES - プログラム; Youth Employability Support Program) を実施した (平成21年度3月現在: 認定講座数1,551講座 (182機関), 認定試験数304試験 (45機関))。

なお, 平成21年度における認定講座修了者数は1万7,107人 (対前年度比7万8人減), 認定試験合格者数は37万2,652人 (同2万7,856人増) となっている。

さらに, 文部科学省と経済産業省が連携して推進する「産学人材育成パートナーシップ」においても, 「化学」や「機械」といった業種・分野ごとに, 共通に求められる人材像や産学の課題等について議論が行われ, 平成20年7月に中間取りまとめが公表された。文部科学省と経済産業省は, 産学がこうした議論を踏まえて行う人材育成プログラムの開発・実証等の取組に対して, 支援を行っている。

高等教育機関においては, 社会の多様な要請に対応できる人材等の育成を図るため, 産業界との連携による実践的な環境下で教育プログラムを開発・実施している。具体的には, 成長分野等で求められる専門人材の基盤的教育の質向上に向けた取組等を支援・推進している。

2 就労等支援の充実

(1) 高校生等に対する就職支援 (文部科学省, 厚生労働省)

文部科学省では, 進路指導主事等と連携して就職を希望する生徒に, 就職相談・求人企業の開拓等を行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー) を配置し, 高等学校において活用している。

また, 各都道府県教育委員会等に対し, 都道府県労働局と連携した一層の求人開拓と未就職卒業者への配慮を依頼するとともに, 経済団体に対しても, 新規高等学校卒業者等の求人枠の維持・拡大や, 求人秩序の確立・適正な採用選考の実施等について要請している。

厚生労働省では, 企業や学校を訪問して新卒者の就職を支援する「高卒就職ジョブサポーター」を全国のハローワークに増員し, 在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から, 就職後の職場定着までの各段階を通じて一貫した支援を行うとともに, 職業への理解促進, 就職活動の仕方等に関する講習を行う「就職ガイダンス」を行っている。

(2) 大学生等に対する就職支援等

ア 学生に対する就職支援と就業能力向上 (文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省)

学生の厳しい雇用情勢を受け, 文部科学省では, 就職相談員等の配置や企業の求人に関する情報検索システム等, 大学等における就職支援体制の強化を図る取組に対して支援を行っている。

さらに, 「新卒者雇用・特命チーム」を設置し, チームでの検討等を踏まえ, 「3段階構えの経済対策」や「緊急総合経済対策」において新卒者及び既卒者の支援に取り組むほか, 文部科学, 厚生労働及び経済産業の3大臣から, 新規学校卒業者の採用拡大に関する要請を行うなど, 新卒者支援チーム関係府省が連携しつつ, 新卒者及び既卒者の支援に取り組んでいる。

また、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性が高まっていることから、大学等が教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組む体制を整えることについて、平成22年2月に「大学設置基準」及び「短期大学設置基準」が改正され、平成23年4月からすべての大学で取り組まれることになった。これを踏まえ、文部科学省では、各大学が教育課程内外にわたり就業力の育成等を目指す取組等を総合的に支援していくこととしている。

厚生労働省では、大卒就職ジョブサポーターを大幅に増員し、大学等と連携しつつ、職業指導や職業相談、情報データベースによる広範な求人情報の提供等を実施するとともに、就職面接会の開催等により、新卒者及び既卒者の就職支援を実施している。

経済産業省では、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を、「社会人基礎力」（「前に踏み出す力」、「考え抜く力」及び「チームで働く力」）として整理し、大学教育を通じた育成や評価の取組の普及を図っている。平成21年度には、12のモデル大学で、企業等から与えられた課題を解決する実践型教育を通じて、学生の社会人基礎力を育成・評価する事業を実施し、そのノウハウ等をリファレンスブックとして取りまとめた。

また、大学におけるゼミや研究室等の取組を通じた、「社会人基礎力」の成長の様子を学生が発表する「社会人基礎力育成グランプリ」を開催し、全国から53大学が参加した。

イ インターンシップ（就業体験）の推進（文部科学省）

学生が、在学中に自らの専攻及び将来のキャリアに関連した就業体験を行うインターンシップは、教育の改善充実及び学生の学習意欲の喚起、高い職業意識の育成等

の意義を有するものであり、その積極的な推進が重要である。

文部科学省では、平成18年度から、国公立大学を通じた大学教育改革の支援を行う「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマの一つとして「実践的総合キャリア教育の推進」を設定し、大学等におけるキャリア教育の取組支援を図ってきた。

また、各大学等の自主的な取組を促すため、「産学連携による実践型人材育成事業－長期インターンシップ・プログラムの開発－」等の事業により、インターンシップの普及・促進を図っている。平成21年7月には、「インターンシップの導入と運用のための手引き～インターンシップ・リファレンス～」の作成・配布等、インターンシップの定着に向けた質の向上を促進している。

ウ 秩序ある就職・採用活動への取組（文部科学省）

大学等卒業予定者の就職採用活動については、学生の学習に支障なく、秩序ある形で行われるように、かつ、学生が適切な職業を選択するための公平な機会が得られるようにするという観点から、大学側と企業側との間で、昭和28年以来「就職協定」に基づき行われていた。その後、実態との乖離が生じていたこと等を踏まえ、協定に代えて、平成9年度から、大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」を、企業側が「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方が各大学等・企業へ十分周知し、尊重する形となっている。

平成22年度（平成23年3月）卒業予定の学生の就職・採用活動については、平成21年度と同様に、大学側（国公立大学等で構成される「就職問題協議会」）が「平成22年度大学、短期大学及び高等専門学校卒

業・修了予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側（（社）日本経済団体連合会）が「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者などの採用選考に関する企業の倫理憲章（以下「倫理憲章」という。）」を定め、双方がそれぞれを尊重する形で行われた。

また、大学側から企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨に沿った採用活動を別途要請し、企業側では、会員企業の賛同を得て、秩序ある就職・採用活動の実現に向けた「倫理憲章の趣旨実現をめざす共同宣言」が公表された。

文部科学省では、両者の合意を尊重し、学生の就職・採用活動が公平・公正かつ秩序ある形で行われるよう、その趣旨を周知徹底するため、各大学等に対し、通知した。

エ 若者に対する就職支援（厚生労働省）

① ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援

厚生労働省では、ハローワークにおいて、フリーター等が安定した職に就くことができるよう、支援対象者一人一人の課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人の確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介及び職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、必要に応じて担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施している。

② 若年者等トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

厚生労働省では、職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力等を見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を図る若年者等トライアル雇用を実施し、事業主

に対し「試行雇用奨励金」（1人月4万円、最長3か月）を支給している。

また、正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）することにより、年長フリーター等の雇用機会の確保を図っている。

③ 若年求職者に対する職業能力開発支援

厚生労働省では、フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供するジョブ・カード制度を推進することにより、正社員への移行を促進している。

また、年長フリーター等を対象に、常用雇用に有用とされる資格等必要な職業能力を習得するための職業訓練コース（再チャレンジコース）を、民間教育訓練機関等に委託して実施している。

④ 若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進

厚生労働省では、「雇用対策法」及び「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第275号）に基づき、若者の応募機会の拡大を図るため、事業主への周知・啓発及び指導を徹底するとともに、若者の人材確保に悩む企業等に対する相談・助言を実施している。

(3) 職業的自立に向けての支援（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

ア 包括的な就職支援施策

関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、地方公共団体、産業界、学校等の連携の下、地域において、若者に就職支援サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）」事業を平

成16年度から開始した。

厚生労働省においては、都道府県が主体となって設置するジョブカフェ（平成22年4月現在、46都道府県に設置）、に対して企業説明会や各種セミナーの実施等の事業（若年者地域連携事業）を委託することや、都道府県からの要望に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設（平成22年4月現在、40都道府県において併設）し、若者を対象とした職業相談・職業紹介事業を行うなどの支援を行っている。平成21年度の実績は、サービス利用者数は約193万人、就職者数は約9万人に上る。

なお、平成21年度補正予算において、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、職業訓練の拡充、職業訓練期間中の生活保障を実施するなど、雇用保険を受給できない若者等に対する職業訓練、再就職及び生活への支援を総合的に推進することとしている。

また、経済産業省では、平成20年後半以降の急激な雇用情勢の悪化を受け、平成21年度は、都道府県が設置した、若者への就職支援サービス等を提供するジョブカフェにおいて、地域拠点（ランチ等）の拡充等によりサービスを域内できめ細かく提供する事業や、サービスの追加や改善等の機能強化を図る事業により計20道府県を支援した。さらに、複数のジョブカフェ等の就職支援機関が連携したUターン・Iターン等の合同企業説明会等を開催する事業について、計18回の開催を支援し、地域間での雇用ミスマッチ解消を図った。

農林水産省においては、農林漁業に就く意欲を持つ若者の様々な希望や能力にこたえるため、相談窓口における情報提供、技術習得のための技術・経営研修、就業支援のための資金の貸付等の施策を講じている。

具体的には、農業の新たな担い手を確保・育成するため、道府県農業大学校等農業者研修教育施設等における実践的な研修

教育への支援や、インターネット等を介した各自治体の支援措置、各種研修、求人等の情報提供、就農の際に必要な資金の無利子貸付け、農業法人等が就業希望者を雇用し、実践的な研修を行う費用を支援する「農の雇用事業」など就農までの各段階に対応したきめ細かな支援を実施している。さらに平成22年度からは、「農の雇用事業」において就業前のインターシップの支援をしている。

また、林業の担い手を確保・育成するため、平成21年度は「緑の雇用」により、林業就業に意欲を有する若者等に対して就業相談会を実施するとともに、林業に必要な基本的な技術が習得できるよう、OJT研修等に対しても支援を実施したところである。さらに、平成21年度からは、林業の作業実態や就労条件等の理解を図るための3か月程度のトライアル雇用に対して支援を実施している。

さらに、漁業の新たな担い手を確保・育成するため、平成21年度は、従来からある漁業就業希望者への情報提供、就業準備講習会や漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修等を実施し、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業までの各段階に応じたきめ細かな支援措置を講じている。

イ 勤労青少年への福祉対策（厚生労働省）

勤労青少年への福祉対策については、「勤労青少年福祉法」（昭45法98）並びにこれに基づき厚生労働大臣が定める「勤労青少年福祉対策基本方針」により、総合的かつ計画的に推進している。

① 「勤労青少年福祉対策基本方針」

「勤労青少年福祉対策基本方針」については、昭和46年度以来これまで数次にわたり策定してきたが、その間、少子・高齢化、技術革新、国際化等の経済・社会情勢や雇用情勢が急激に変化するとともに、勤労青少年の高学歴化、就業意識の変化、多様化が進んでおり、勤労青少

年福祉対策の推進に当たっては、こうした状況変化に的確に対応していくことが求められている。

特に、将来の活力ある社会を担う勤労青少年には、これまで以上に主体的、積極的に自己を確立し、可能性を伸ばすこと、有為な社会人、職業人として成長し、その責任を果たすことが強く期待されている。

こうした状況を踏まえ、平成18年10月に策定された「第8次勤労青少年福祉対策基本方針」（平成18年度～平成22年度）においては、勤労青少年福祉対策の対象として、無業ながらも職業人としての自立を目指すべくその成育を支える必要のある青少年をも視野に入れ、勤労青少年福祉対策の一層の推進を図ることとしている。

② 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動

「勤労青少年の日」は、広く国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深めるとともに、働く若者の社会人及び

職業人としての自主的な努力を励ますために設けられており、「勤労青少年福祉法」第5条の規定により、毎年7月の第3土曜日と定められている。平成22年は、7月17日であり、その日を中心に、地方公共団体等の主催により記念式典、スポーツ・レクリエーション大会等が各地で実施された。

(4) 起業支援（厚生労働省、経済産業省）

経済産業省では、多様な事業者による新規事業の成長を支援するため、女性・若者／シニア起業家支援資金制度により、女性や若年者（30歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち、新規開業しておおむね5年以内の者に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施している。

厚生労働省では、雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に係る経費の一部を助成する制度により、失業者の自立を積極的に支援している（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/b02-2.html>）。